

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年6月16日（令和4年（行個）諮問第5135号）

答申日：令和5年9月4日（令和5年度（行個）答申第5089号）

事件名：本人に係る求職管理情報の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の（1）及び（2）に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）につき、その一部を不開示とし、別紙の（3）に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報2を保有していないとして不開示としたことは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月14日付け福岡個開第451号により福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求1

（ア）趣旨

原処分に不服はあり、本請求を行う。

具体的には、

- ① 別紙、特定所A職員a記載のコメント欄の黒塗り部分を開示願います。
- ② 同様の理由で、不開示になった箇所全ての開示を求めます。

（イ）理由

以前、同様のケースがあり、その際には、諮問庁（最上級庁）の裁決で、開示頂いたことがあります。

イ 審査請求2

(ア) 趣旨

原処分不服はあり、本請求を行う。

具体的には、別紙開示通知書、当該開示請求に係る個人情報が存在とする旨の記載がされている。

が、しかし、今回開示頂いた求職管理情報には、特定所B職員bが「採否結果票1600枚中その約3割、約480枚程度をコピーした」旨の記載があります。

コピーし保有するこの分の行政文書の開示を求めます。

(イ) 理由

不存在とする理由の説明が不十分なため、本審査請求に至る。

(資料略)

(2) 意見書1

審査請求人は、主張内容が複雑になることを危惧し、審査請求書を2つに分けておりました。意見書についても2つに分けて意見申し上げます。

ア 意見内容1

審査請求人と致しましては、黒塗り箇所、何が記載されているかは、分かりません。

そこで、当該箇所(審査請求書類 当方控 写 1式)、別紙(略)のとおり添付致します。

審査会事務局におかれましては、黒塗りされていない文書を諮問庁より入手頂き、審査会の委員の先生方にご覧頂き、本当に非公開にする理由があるのか?ご意見を賜ればと考えております。

なお、記録を残した当時の特定所A特定官は、日頃から通達などを読み業務に精通された方です。更に、審査請求人以外の求職者に対しても明るく前向きに接し、多数の方々にしたわれておりました。その旨申し添えさせていただきます。

イ 意見内容2

本件、理由説明書より当該文書が破棄されている旨承知致しました。が、しかし、審査請求人は、本件、処分庁による開示決定通知書でご説明頂くべき内容だと考えます。

更に、本件、行政庁(特定所B)特定職名(b→c)の異動に伴い、行政が保有する個人情報の取得・保有に関しての認識が異なる事が原因です。

そもそも、職員bは、職業相談をほぼりだし、システムで確認ができる内容であるにもかかわらず、審査請求人保有の書類を、紙ベースのコピーを取る必要があったのか?それも何故3割(全てをコピーした。或いは、全くコピーしなかった。なら理解できるが)?引継ぎ

を受けた職員 c も必要がないのであれば、保存期間満了を待つことなく、審査請求人に返却、または、同意の上で責任廃棄しなかったのか（コミュニケーションの不足）？両職員の対応（個人情報の取扱い）に疑問が残ります。

諮問庁及び処分庁におかれましては、行政庁の保有する保有個人情報の取得・管理・廃棄などの指揮・監督方、徹底願いたい。

（資料略）

（3）意見書 2

本件、処分庁による法 23 条（第三者意見の聴取）の手続きがなされていないため、部分開示（黒塗り）となったものと考えております。具体的には、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」（略）にて、開示の同意を得れば済むことです。

なお、本第三者（求人者）の同意に関しましては、事前に、リーフレット等で周知されているものと考えられます。更には、行政庁（公共職業安定所）にて、その都度、同意を得ているものと考えられます。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和 3 年 12 月 17 日付けで、処分庁に対して、法 12 条 1 項の規定に基づき、本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

（2）処分庁は、本件対象保有個人情報 1 については部分開示し、本件対象保有個人情報 2 については不開示とする決定を行ったところ、審査請求人は、これを不服として本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報の不開示部分等について

本件対象保有個人情報の不開示部分は、令和 4 年 2 月 14 日付け福岡個開第 451 号により部分開示決定を行った保有個人情報のうち、求職管理情報の相談年月日が平成 27 年特定日の求職詳細（相談状況詳細表示）のコメントの不開示部分、当該コメント以外の不開示箇所である。このほか、審査請求人は、新たに、求職管理情報の相談年月日が平成 31 年特定日のコメント（「事業所名が記載されている採否結果表（約 3 割）のコピーを行う。」）で記載されている審査請求人が持参して特定所 B でコピーを行った採否結果表の開示を求めている。

（2）処分庁の説明について

審査請求人が開示を求める求職管理情報の相談年月日が平成 27 年特定日の求職詳細（相談状況詳細表示）のコメントの不開示部分について

は、開示することにより、当該求人事業所の同意無く、求人事業所と公共職業安定所（以下「安定所」という。）とのやり取りの内容が明らかになることになり、求人事業所と安定所との信頼関係に影響を及ぼし、求人事業所との信頼関係を基に事務を行っている安定所の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当する不開示情報として、不開示とした。

上記のコメント以外の不開示箇所（審査請求人以外の個人の氏名、採用に関する情報等の法人の内部情報、求人事業所と安定所とのやり取り及びハローワークシステムの担当者ID）についても、保有個人情報ごとに法14条各号の規定に基づき、不開示とした。

審査請求人が新たに開示を求める行政文書（「事業所名が記載されている採否結果表（約3割）のコピー」）については、今後の職業相談のため（不採用になった事業所への紹介を防ぐため）の参考としてコピーを行ったものであり、その内容については、ハローワークシステムで確認できる内容であることから、1年未満保存文書の扱いとし、平成31年特定月末日に審査請求人が求職無効となったことにより廃棄している。

そのため、当該行政文書は存在しないため、不開示とした。

(3) 原処分の妥当性について

ア 諮問庁として、本件保有個人情報について確認したところ、不開示部分には、審査請求人以外の個人の氏名、採用に関する情報等の法人の内部情報、求人事業所と安定所とのやり取り、及びハローワークシステムの担当者IDが記載されている。

(ア) 審査請求人以外の個人の氏名

審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号に該当し、かつ、同号イないしハのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 採用に関する情報等の法人の内部情報

法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であるため、法14条3号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 求人事業所と安定所とのやり取り

求人事業所の同意無く、求人事業所と安定所とのやり取りの内容が明らかになると、求人事業所と安定所との信頼関係に影響を及ぼし、求人事業所との信頼関係を基に事務を行っている安定所の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(エ) ハローワークシステムの担当者 I D

開示することでハローワークシステムに対する不正利用を容易にし、安定所における職業相談・職業紹介等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 1 4 条 7 号柱書に該当するため、不開示を維持することが妥当である。

イ 審査請求人は、審査請求書において、上記 1 (2) とおり不開示箇所を開示するように求めているが、法 1 2 条 1 項に基づく開示請求に対しては、保有個人情報ごとに法 1 4 条各号の規定に基づき開示又は不開示情報を判断しており、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

ウ また、審査請求人が新たに開示を求める保有個人情報について、これを保有していないとする処分庁の説明に不自然・不合理な点はなく、原処分は妥当であると考ええる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であるから、本件審査請求は棄却すべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 6 月 1 6 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 7 月 5 日 審査請求人から意見書 1 及び資料を收受
- ④ 同月 7 日 審議
- ⑤ 同年 9 月 1 5 日 審査請求人から意見書 2 及び資料を收受
- ⑥ 令和 5 年 7 月 2 6 日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑦ 同年 8 月 3 0 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報 1 の一部を法 1 4 条 2 号、3 号イ及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報 2 については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報 1 を見分した結果を踏まえ、不開示とされた部分の不開示情報該当性、及び本件対象保有個人情報 2 の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報 1 の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象保有個人情報 1 が記録された文書は、審査請求人に係る求職管理情報の (i) 「求職詳細 (活動履歴一覧表示)」 (以下「活動表示」

という。)、(ii)「求職詳細(相談状況詳細表示)」(以下「相談表示」という。))及び(iii)「求職詳細(紹介状況詳細表示)」(以下「紹介表示」という。))であり、全1755頁あることが認められる。

(2) また、審査請求人は、意見書1の添付資料において諮問庁の理由説明書の写しの上に、手書きで、担当者IDの開示を求めているとの記載をしており、不開示部分のうちの「最終更新者ID」欄の開示を求めていると解されるから、以下においては、同欄のみが不開示となっている頁を除く276頁分について検討する。

当該276頁分の内訳は、活動表示が69頁分、相談表示が58頁分及び紹介表示が149頁分となっており、活動表示については「項目内容」欄、相談表示及び紹介表示については「コメント」欄において、その記載の一部又は全部が不開示となっている。

(3) 不開示情報該当性について

ア 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について

通番5及び通番8は、活動表示の「項目内容」欄の「コメント」部分及び相談表示の「コメント」欄の各記載である。

当該部分には、求人事業所側が示した特定の応募要件に関する安定所の担当官の対応や審査請求人の要望、苦情、対応状況、若しくは応募の可否等が記載されているが、いずれも、求職活動を行っていた審査請求人自身が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても求人事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、安定所が行う職業相談・職業紹介等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

(ア) 法14条2号該当性について

通番1、通番3、通番6及び通番9は、活動表示の「項目内容」欄の「紹介」又は「採否」若しくは「コメント」の部分並びに相談表示及び紹介表示の各「コメント」欄に記載された求人事業所の職員の職氏名であり、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イ及び7号柱書き該当性について

通番2, 通番4, 通番7, 通番10及び通番11は, 活動表示の「項目内容」欄の「紹介」又は「採否」若しくは「コメント」の部分並びに相談表示及び紹介表示の各「コメント」欄の記載である。

当該部分のうち, 通番2の「紹介」の部分及び通番11には, 審査請求人を求人事業所に紹介するに当たり特定安定所と求人事業所とが, 相互に連絡した内容の一端が記載されており, また, 通番2の「採否」の部分及び通番10には, 求職者である審査請求人が不採用になった理由として, 特定安定所が求人事業所から提供を受けた情報が記載されているものと認められ, さらに, 通番4及び通番7には, 求人事業所の具体的な反応や担当官の所感等が記載されているものと認められ, いずれも, 審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は, これを開示すると, 求人事業所と安定所とのやり取りの内容等が明らかになり, その信頼関係に影響を及ぼし, 信頼関係を基に行っている職業相談・職業紹介等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明(上記第3の3(3)ア(ウ))は是認できる。

したがって, 当該部分は, 法14条7号柱書きに該当し, 同条3号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

3 本件対象保有個人情報2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして詳細な説明を求めさせたところによると, 諮問庁は, 本件対象保有個人情報2の保有の有無について, おおむね以下のとおり説明する。

本件対象保有個人情報2は, 「各所内で共有している個人情報(福岡局管内全所)」である。

本件対象保有個人情報1がハローワークシステム内に存在する情報であることから, 処分庁は, 本件対象保有個人情報2はハローワークシステム以外で, 各ハローワークにおいて保有する審査請求人に係る保有個人情報(同人に係る行政文書等)であり, これらが存在するか確認したところ, 同人に係る保有個人情報は存在しなかったとのことである。

通常, 求職者に係る情報については, ハローワークシステムの求職管理情報で管理しており, 個別の事情等がない限り, 求職者に係る情報をハローワークシステムの求職管理情報以外で別途管理する必要性はないことから, 各ハローワークにおいて本件対象保有個人情報2は存在しなかったとする処分庁の説明に, 何ら不自然・不合理な点は見受けられないと考えている。

(2) 福岡労働局において本件対象保有個人情報2を保有していないとする

上記（１）の諮問庁の説明は不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、福岡労働局において本件対象保有個人情報２を保有しているとは認められない。

４ 審査請求人のその他の主張について

（１）審査請求人は、審査請求書（上記第２の２（１）イ（ア））において、「今回開示頂いた求職管理情報には、特定所Ｂ職員ｂが「採否結果票１６００枚中その約３割、約４８０枚程度をコピーした」旨の記載があります。コピーし保有するこの分の行政文書の開示を求めます。」としている。

審査請求人の主張は、本件の開示実施により得られた事実に基づき、新たな文書の開示を求めようとするものであり、別途の開示請求により対応すべきものであることから、当該主張を認めることはできない。

（２）審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、本件対象保有個人情報１の一部を法１４条２号、３号イ及び７号柱書きに該当するとして不開示とし、本件対象保有個人情報２を保有していないとして不開示とした決定については、福岡労働局において本件対象保有個人情報２を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表の３欄に掲げる部分を除く部分は、同条２号及び７号柱書きに該当すると認められるので、同条３号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条３号イ及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

福岡労働局及び福岡労働局管内全所（ハローワーク）に存在する審査請求人の個人情報の全て

（本件対象保有個人情報1）

- （1）求職票と求職管理情報の求職条件変更状況など（福岡局管内全所）
- （2）管轄所（特定所A）に統合管理されている求職管理情報（福岡局管内全所）一覧表示・詳細画面

（本件対象保有個人情報2）

- （3）各所内で共有している個人情報（福岡局管内全所）

別表 不開示情報該当性（本件対象保有個人情報1）

1 文書名	2 原処分における不開示部分			法14条各号該当性	通番	3 2欄のうち開示すべき部分
		該当頁番号等				
活動履歴一覧表示	「項目内容」欄	「紹介」又は「採否」	2頁No. 74（「紹介」），3頁No. 96ないしNo. 98，13頁No. 205，17頁No. 245，22頁No. 293，27頁No. 345，30頁No. 380，33頁No. 403，34頁No. 413，No. 414，No. 415（「紹介」），No. 416，36頁No. 431，No. 432，No. 436，52頁No. 638，No. 639，53頁No. 640，No. 643，54頁No. 657，1421頁No. 34，1422頁No. 44，1423頁No. 53，No. 54及び1424頁No. 66（「採否」）	2号	1	—
			通番1を除く部分	3号イ，7号柱書き	2	—
			「コメント」	40頁No. 496，56頁No. 671	2号	3
	62頁	3号イ，7号柱書き		4	—	
	2頁，6頁，8頁ないし10頁，12頁，14頁，15頁，21頁，23頁，24頁，32頁ないし37頁，39頁，40頁（通番3を除く。），41頁ないし43頁，46頁，47頁，51頁ないし54頁，56頁（通番3を除く。），57頁，58頁，60頁，61頁，	3号イ，7号柱書き		5	全て	

			1419頁, 1421頁ないし 1424頁			
相談状 況詳細 表示	「コメント」欄		832頁, 912頁, 1223 頁	2号	6	—
			1332頁, 1506頁	3号 イ, 7 号柱書 き	7	—
			146頁, 248頁, 272 頁, 289頁, 296頁, 31 5頁, 379頁, 407頁, 4 22頁, 433頁, 499頁, 548頁, 571頁, 603 頁, 648頁, 744頁, 76 6頁, 773頁, 782頁, 7 87頁, 792頁, 803頁, 808頁, 825頁, 854 頁, 869頁, 911頁, 92 3頁, 945頁, 965頁, 9 72頁, 1042頁, 1053 頁, 1135頁, 1144頁, 1155頁, 1187頁, 12 05頁, 1232頁, 1253 頁, 1258頁, 1262頁, 1272頁, 1294頁, 13 04頁, 1316頁, 1321 頁, 1446頁, 1474頁, 1477頁, 1489頁, 15 22頁, 1533頁	3号 イ, 7 号柱書 き	8	全て
紹介状 況詳細 表示	「コメント」欄	147頁, 189頁, 191 頁, 193頁, 382頁, 39 1頁, 423頁, 425頁, 4 66頁, 554頁, 558頁, 630頁, 631頁, 650 頁, 711頁, 716頁, 77 4頁, 776頁, 778頁, 7 80頁, 804頁, 806頁, 813頁, 835頁, 909 頁, 1078頁, 1165頁, 1167頁, 1169頁, 11 75頁, 1188頁(2つ目の 不開示部分), 1190頁(2 つ目の不開示部分), 1200 頁, 1220頁(2つ目の不開	2号	9	—	

		示部分) , 1345頁, 1486頁, 1496頁, 1508頁, 1509頁, 1512頁, 1524頁, 1526頁, 1532頁			
		148頁, 150頁, 206頁, 208頁, 229頁, 254頁, 263頁, 291頁, 302頁, 314頁, 361頁, 367頁, 376頁, 396頁, 444頁, 473頁, 490頁, 492頁, 507頁, 511頁, 516頁, 552頁, 588頁, 622頁, 627頁, 633頁, 666頁, 694頁, 698頁, 702頁, 732頁, 756頁, 779頁, 791頁, 812頁, 839頁, 851頁, 853頁, 856頁, 904頁, 908頁, 922頁, 947頁, 989頁, 1023頁, 1025頁, 1033頁, 1057頁, 1079頁, 1095頁, 1097頁, 1139頁, 1150頁, 1191頁, 1193頁, 1207頁, 1283頁, 1323頁, 1439頁, 1451頁, 1459頁, 1461頁, 1476頁, 1521頁, 1530頁	3号イ, 7号柱書き	10	—
		通番9及び通番10を除く部分	3号イ, 7号柱書き	11	—

- (注) 1 本表は、当審査会事務局において作成した。
- 2 頁番号は、インカメラ文書による。
- 3 通番5について、同一の頁に複数のコメントの不開示部分が存在する場合は、そのいずれもが開示すべき部分である。